

# 地域日本語教育人材育成カリキュラム検討業務

## 委託要綱

### 1 目的

本県では2020年4月に「あいち地域日本語教育推進センター」を設置し、県内の地域日本語教育の体制整備に取り組んでいる。また、2022年3月に策定した「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」では施策の方向性として、地域の日本語教室に関わる人材養成への支援に取り組むこととしている。

本業務は、こうした方向性に沿って、自治体が主体となって地域日本語教育を行う際に、専門性を有する人材を確保し、持続可能な体制を整えられるよう、地域で日本語教育に携わる人材の育成を体系的に行うための人材育成の方法を検討、作成する。

### 2 業務内容

地域日本語教育人材の育成カリキュラムについて、県が設置する検討会議を企画・運営し、育成モデル案を作成する。

#### (1) 地域日本語教育人材育成カリキュラム検討会議の企画・運営

市町村において地域日本語教育の取組みをコーディネートできる人材の育成モデル案を作成するための会議を開催するとともに、会議の運営に必要な業務を実施すること。

ア 委員数：

学識者、あいち地域日本語教育コーディネーター、自治体職員等6名程度。

イ 開催回数：計4回程度開催すること。

ウ 開催場所：原則名古屋市内とする。

※ただし、オンライン開催も可とする。

※会場については県と協議の上、決定する。

エ 検討内容：

愛知県における地域日本語教育を担う人材（コーディネーター）の育成モデル

オ その他：

- ・会議の内容及び運営について、県と調整のうえ、企画すること。
- ・会議の運営に必要な委員との調整、謝金や旅費の支払い等を行うこと。
- ・委員から有益な発言・意見を引き出せるよう工夫すること。
- ・愛知県作成の『地域における初期日本語教育モデル事業初期日本語教育学習教材「はじめての日本語教室」指導者向け教材活用マニュアル』や文化審議会国語分科会の『日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）』等を活用すること。

#### (2) 「地域日本語教育コーディネーター」育成モデル案の作成

2(1)の開催結果を踏まえ、地域における初期日本語教育をコーディネートできる人材がどのように専門的な知識・技能等を身に付けるか、また既存の研修等がどのように活用できるかを検討し、コーディネーターの育成モデル案を作成すること。

### (3) その他

- ・受託団体は必要に応じて、県が開催する初期日本語教育事業連絡調整会議に出席すること。
- ・謝金及び会議費については、文部科学省が示す別紙の参考諸謝金単価表を参考とすること。

## 3 報告書の提出

### (1) 提出物

- ・地域日本語教育人材育成モデル案（コーディネーター）
  - ・業務報告書
- Word 及び PDF 形式で作成し、これを格納した電子媒体（CD-R 等）を 1 部提出する。

### (2) 提出場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号  
愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室  
TEL：052-954-6102（ダイヤルイン）

### (3) 提出期限

2025 年 2 月 28 日（金）

## 4 留意事項

- (1) 本業務は、受託者で有している知識等に基づき業務を遂行するものとする。
- (2) 本業務は、文部科学省の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用して実施するものであり、「愛知県地域日本語教育推進補助金」を始め、他の地方公共団体が実施する助成制度を活用して実施することはできないものとする。
- (3) 本業務により作成する一切の成果物の権利は全て愛知県に帰属するものとする。なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等については、開発者が著作権を保有するものとし、その権利の取扱いについては受託者により適切に処理を行うものとする。
- (4) 業務実施において、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (5) 採用された業務実施提案書に基づき本業務を実施することとするが、業務の実施に当たっては、本県と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
- (6) 業務実施にあたっては事前に県と十分協議するとともに、業務実施中についても、業務経過内容全般を常に把握している専任の担当者（本県との連絡調整担当者）を置き、進捗状況を逐次報告すること。
- (7) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (8) 愛知県のロゴマークを使用する場合は、あらかじめ本県に相談して許可を得ること。
- (9) 本業務は、文部科学省の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用した業務であるため、会計検査院の实地検査等の対象となること。
- (10) その他、本委託要綱に定めのない事項は、本県及び受託者の協議により定めるものとする。